

## 社会保険料控除証明書は 確定申告の際に必要です！

平成18年中（平成18年1月

から平成18年12月まで）に納

めた国民年金保険料は、国民

健康保険税、介護保険料と同

様に、「社会保険料控除」と

して所得控除の対象となりま

す。所得税の確定申告の際に

は、忘れずに申告をお願いします。

控除される額は、平成18年  
中に納めた国民年金保険料の

全額が対象です。

たとえば、平成18年の国民

年金保険料のほか、過去の国

民年金保険料の未納分や、免

除、学生特例を受けていた期

間分を納めた追納分も、控除

の対象となります。また、自

分の保険料だけでなく、家族

の国民年金保険料を納めた場

合も控除の対象になります。  
昨年度の申告からは、「社

会保険料控除証明書」の添付

が義務付けられました。この

証明書は、平成18年1月～9

月末までに国民年金保険料を

納付した事のある方には、平

成18年11月に送付されていま

す。証明書には9月末までの

納付済額と12月末までの見込

額が記載されており、その合

計額を申告することができま

す。なお、納付実績によつて

は見込額が記載されていない

場合もあります。

この証明書に記載されてい

ない月分の保険料を納付した

場合は、その領収書の添付が

必要です。また、口座振替等

で領収書がない場合は、現時

点で再発行の申請をしていた

だと、昨年1年間の納付額

が記入された証明書の交付を

受けることができます。平成

18年10月～12月に初めて国民

年金保険料を納付した方につ

いても、平成19年2月に送付

されています。

社会保険料控除証明書につ

いての再発行や各種お問い合わせ

は、控除証明書専用ダイヤ

ル（コールセンター）（0

570-0009911）ま

たは東北福島社会保険事務所

国民年金第二課（024-5

34-0444）までご連絡

ください。

国民年金係（内線127）

# 国保 だより KOKUHODAYORI

## 国民健康保険証の 更新手続きについて

就学のために本宮市から離れて居住している学生の方に対し、家族とは別に交付している国民健康保険証の有効期限が3月31日となっています。

進学や進級、卒業などの事由により、それぞれ次の手続きが必要となりますので、国保年金係、または白沢総合支所住民生活課まで必ず届け出てください。

### 進学などにより初めて交付を希望される方

就学のため他の市区町村に居住する方は、交付手続きをしてください。

- ・在学証明書または合格通知書（コピーでも可）、国民健康保険証、印鑑をお持ちください。

※あらかじめ住所の変更（転出届）が必要です。

### 進級により更新を希望される方

更新の手続きをしてください。

- ・新学年の在学証明書、すでに交付されている国民健康保険証、印鑑をお持ちください。

### 卒業により本宮市に再転入される方

終了の手続きをしてください。卒業の時点で国民健康保険の資格を喪失することになります。

- ・国民健康保険証、印鑑をお持ちください。

※再転入しない方で、就職により社会保険などに加入しない場合は、居住市区町村において、新たに国民健康保険に加入する手続きをとってください。

◆問い合わせ先 市民課 国保年金係

☎33-1111（内線125～127）

## 世界から結核をなくそう！

～複十字シール募金運動ご協力ありがとうございました～

日本宮町健康を守る連盟（会長…三坂トモ子さん）では、結核撲滅活動として複十字シール募金運動を実施しました。

複十字シール運動は、結核を世界からなくすための募金運動です。益金は、結核検診車・検診機器の整備、結核予防の調査研究、さらには、発展途上国の結核予防対策援助に使われています。

募金活動は、12月まで行われ、357、355円のご寄付をいただきました。町民の皆さんの暖かいご協力ありがとうございました。

結核は過去の病気ではありません。毎年、新たな患者さんが発生しており、特に高齢者の割合が多くなっています。結核を予防するため、結核に対する正しい知識を身につけましょう。

◆問い合わせ先

保健福祉課 健康づくり係

（内線☎133）